

区分		算出方法		算出額	要件（※1）	応援金の額
旅館業法	法人	①	ア 令和4年1月 から令和4年12月までの 宿泊者数(人泊数) ×600円	15万円以上		アで得た額 (上限1,000万円)
		②		15万円未満	いずれかに該当	15万円
		③		10万円以上	いずれにも非該当	アで得た額
	個人	④		10万円未満		アで得た額 (上限1,000万円)
		⑤		10万円未満	いずれかに該当	10万円
		⑥		10万円未満	いずれにも非該当	アで得た額
住宅宿泊業法	法人	⑦	イ 令和4年1月 から令和4年12月までの 宿泊者数(人泊数) ×300円	15万円以上		イで得た額 (上限500万円)
		⑧		15万円未満	いずれかに該当	15万円
		⑨		10万円以上	いずれにも非該当	イで得た額
	個人	⑩		10万円未満		イで得た額 (上限500万円)
		⑪		10万円未満	いずれかに該当	10万円
		⑫		10万円未満	いずれにも非該当	イで得た額

※1 表中の要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 国の事業復活支援金の交付決定を受けていること。
- (2) 愛媛県の令和3年度えひめ版応援金（第3弾）又は令和3年度えひめ版応援金（第4弾）の交付決定を受けていること。
- (3) 令和3年10月から令和4年3月まで（以下「対象期間」という。）のいずれかの月の事業収入（売上）が、前年又は前々年の同月（以下「比較対象月」という。）と比較して30パーセント以上減少していること、又は対象期間のうち任意の連続する2か月の月間事業収入（売上）が、比較対象月の月間事業収入（売上）と比較して、各月が15パーセント以上減少していること。